

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

#### 佐賀県規則第九号

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年佐賀県条例第三号）の施行期日は、平成二十二年六月三十日とする。